

## 2014 夏 月 2 国際関係論(古城教官)

☆はじめに

国際関係論は古城教官のレジュメが充実しているので、筆者自身レジュメに書き込む形で受講しておりました。レジュメをそのまま上げるのは知的財産権の問題的にどうかと思われまますので、筆者がレジュメに書き込んだことを少しずつ補足していく形でシケプリを作成していこうかなと考えております。よろしくお願いいたします。

また、授業シラバスでも勧められていた『政治学』という本の国際政治学の部分は古城教官自らが執筆されていて、その内容は授業内容と殆ど被っていると考えられます。合わせてご利用ください、というかそちらの方が参考になるのではないかと思います。

また、過去問を見る限り、国際関係論についての文献を読むことが求められているようです(2014 年度夏学期にはありませんでしたが)。そちらの対策は各自でお願いしたいと考えております。それではよろしくお願いいたします。

H26 年度 L12-18 組 M.N.

### ①主権国家システムの形成と変容(レジュメ 1-1)

#### 1-1-1 主権国家システムの起源

##### ・主権国家

国家の 3 要素…主権、領土、人民

※主権国家システムが成立した当時(ウェストファリア条約締結時)、「国民」という概念はまだ存在しなかった(重要ではなかった)ため、「国民」ではなく「人民」という語をここでは充てる。

主権には対内的主権と対外的主権の 2 つがある。

- ・対内的主権…領域内の統治については何ら制約を受けないこと(ex.警察)
- ・対外的主権…領域内の統治について外部からの干渉を受けないこと

※この考え方が成立・発達したことにより、「領域」の境界線(=国境線)をはっきりさせる必要が生まれた。

##### ・主権国家システムの形成

- ・それまでは、自己完結的な国際システムが世界各地域に形成されていた。

ex.東アジア…中国を中心とする冊封体制

ヨーロッパ…教皇を中心とするキリスト教のピラミッド的な階層システム

- ・ヨーロッパでは中世末期から教皇権が衰退し宗教戦争が勃発するようになり、紛争が多発するようになった。cf.三十年戦争の惨禍

→人々は新しい秩序を求め、主権概念(国家は領域内を平和に統治する・他の国家の統治には口を出さない)が発達した(ウェストファリア・システムの成立)。

※たとえ僭主政であったとしても、無秩序で紛争がだらだら続くよりはましである、という考えすら存在したという。

(編者註：講義ではこののち世界システム論、従属論などについて扱っていましたが筆者の勉強不足により理解が追いつかなかったのでこのシケプリでは解説は省略させていただきます。他のシケプリや講義、参考文献などを参照して勉強してください。また年度にもよりますが夏学期に開講される市野川教授の社会 I の講義で同ジャンルの内容を扱うこともあるようです。)

## 1-1-2 主権国家システムの拡大と変容

### ・ state と nation

#### ・ state…原義：地位・身分(“status”)

→行政機構としての国家

#### ・ nation…原義：父祖の地 中世では大学における出身地を同じくする人々の集団を指した

→民族集団としての国家

### ・ nation と state の結びつき

※前提…主権国家システムの成立に伴い引かれるようになった国境線の内側にはしばしばたくさんの民族集団が存在していた。※1

①市民革命以降、諸民族が自民族の国を作ろうとする(市民革命)ようになり、民族国家＝国民国家(nation-state)が成立するようになった。

②次第にナショナリズムが国家(特に帝国)を揺るがすようになると、国家は「公定ナショナリズム」を作り出した。

※公定ナショナリズム…トップダウン式に喚起される民族とは違うナショナリズム。(統一)言語・神話・歴史など。

※1 封建制時代の中世西欧では領域の境界が非常に曖昧であり、それ故三十年戦争はだらだらと続いてしまった。その反省からその講和条約であるウェストファリア条約で、主権国家体制が成立、境界の線引きも行われた。各権力が対等であることも、この主権国家体制の一つの大きな特徴である。

### ・ 主権国家の変容

・ 第一次世界大戦前…各主権国家は安定を求めている。

・ 第一次世界大戦後(ロシア革命直後の時代)

・ 民族自決権の登場

・ 自決原則の単位…どこまで承認するのが問題になった。

・ 大戦争の後では新しい秩序の内容と、その決定権が論点になる(その決定権を持った国が新しい秩序のリーダーになるから)。この時はソ連のレーニン(『社会革命と民族自決権』ほか)とアメリカのウィルソン(『十四か条』)の主導権を巡る争い。両者が共通して盛り込んだ内容が、「(東欧の)民族自決」だった。

・ 第二次世界大戦後

・ 失敗国家、破綻国家の出現

国家としての要件を満たし、一旦主権を認められた国の内部へは、主権国家体制の内政不干涉・対等性の性質上介入できない。では失敗国家の内面を諸外国は放置するしかないのか？(人道的介入の問題：体制 vs 人道の構図)

#### cf. アフリカの国境線

国境線の引き直しに際して起こりうる無用な争い(国際紛争)を避けるため、OAU(アフリカ統一機構(当時)、現在は AU(アフリカ連合))は一度引かれた国境は動かさない、という慣習的な国際法上の現状維持の原則を支持した。そのためアフリカでは独立時に旧宗主国によって引かれた直線的な国境がそのまま残されていて、state と nation はまらず一致しない、というのが現状である。

#### ・ nation と state について(補足)

国際連盟の英語名は League of Nation、国際連合の英語名は United Nation となっているが、これは本来 nation ではなく state という単語が使われるべきであるのが現状。nation に合わせて state を作る、という理想論の表れなのかもしれないが、nation に合わせて state を作るという原則(擬制)は現実においてはあくまでもフィクションの域を出ない。

#### ・ ナショナリズムをどう考えるか

ナショナリズムは人間に本来的に存在する感情だとする原初主義的アプローチと、近代思想(主権国家体制)の産物だとする近代主義的アプローチの 2 つの見方が存在する。

一般的には前者で捉えられがちだが、専門家の考えは後者(アンダーソン『想像の共同体』、ゲルナー『民族とナショナリズム』参照のこと)。

cf. エスノナショナリズム

## ②国際関係の特徴(レジュメ 1-2)

### 1-2-1 アナーキー

- ・ アナーキーとは…国内的には正統性のある(=国内で認められている)中央集権的政府が存在しない状態。

※主権国家体制において、主権を持った諸国家全体を管理するような上部組織が存在しない。ゆえに現在の国際関係はアナーキーである、とすることができる。

- ・ 国内類推…国内社会の考え方から、国際社会について類推すること。

- ・ 構成員として承認される基準は何か

国内であれば…市民権を認められること。

国際的には…主権国家として認められること。主権国家の 3 要素を満たしていればよく、現状内面は問われていない。

※内面を問うような上部組織を設けるべきか否か？(例えば EU にはそのような組織が存在する)

- ・ 適切な行動についての合意はできるのか

国際関係においても、norm(規範)はすでにいくつか存在する。

※国内との比較…国内での立法や司法などの機能は国際関係では弱い。国際関係においても国際法や国際司法裁判所は存在するが、これは強制力を持たない。国内法と違い国際法

は批准しない国に対して拘束力を持たないので、全構成員に例外なく適用されるわけではない。

- ・主権について

対内的主権は国内の統治のため、対外的主権は各国同士の共存のため。平和共存を目指す概念として承認されてきた。

### 1-2-2 秩序ある国際社会の可能性

- ・リアリズム(現実主義)…国際社会はアナーキーであるから国家はいかなる形の社会も形成することはできない、という主張を支持する一派

- ・ホッブズ『レヴァイアサン』

人間性について、自然状態では生存＝自己保存が最大の目標になる(「万人の万人に対する闘争」)ため、自己保存をもたらしてくれるような強力な権力(立憲国家)があれば、人々はその国家に権力を移譲して、政治的秩序が保たれる、と述べた。

※国際社会を想定して著されたものではない点に注意。

また、「正義」といった概念は秩序をもたらさないで、その面では役に立たないとした。

※この論には、誰が、正義とは何かを決めるのか、という問題がある。

◎主権国家体制における諸国家は、より上位の組織を持たない「自然状態」にある。

- ・モーゲンソー

理想は「世界政府」の設立だが現実的には難しい。パワーの概念を導入し、これを上手に配置して自然状態からの紛争勃発をいかにして抑止するか、という考え方をした。

※パワーの概念については後ろのセクション(レジュメ 2-1)を参照してください。

- ・リベラリズム(自由主義 or 反現実主義)…上の主張(国際社会はアナーキーであるから…)を否定する一派

- ・カント『永遠平和のために』

絶対君主への不信が前提となっている。君主ではなく人々に注目した。人々の共通の利益は「平和」であるはずだから、共和制(立憲主義や代議制など)にすれば永遠平和(＝一時的にですら衝突の無い状態)が出来上がる、と論じた。

※国際政治を想定した文章である点に注目。

- ・ロック『市民政府論(統治二論)』

所有権の信託が前提。所有権の相互合意・相互協力に共通の利益が存在するとし、その利益を保証するのが政府の役割だと述べた。政府がその利益を保証しない、あるいは侵害するようであれば、その信託契約は破棄してよいと論じた。

リベラリズムの主張は、共通の利益の存在と規範の存在が鍵となっている。これらのものがあれば、アナーキーであっても秩序は保たれる筈だとしている。

- ・共通の利益…平和、人々の往来の活発化など。これらを追求すれば、各国の市民間の共通の利益が生まれ、また各国間での相互理解も深まるため、防戦効果が生まれるとした。

- ・規範…社会の主体(actor)が共有する適切な行動についての基準

※カーの指摘(『危機の二十年』にて)

国際連盟、不戦条約などの成立にも拘らず再び世界大戦が起こった理由について、

①その裏にあった権力の構造に **unaware** でありすぎた

②各国間に動議などの共通の認識が存在しなかった

ことを挙げている。

・国際社会論(イギリス学派)

・ブル『国際社会論-Anarchical Society-』

勢力均衡政策、国際法、戦争などの国家間によって生み出されていく国際社会固有の制度の存在に注目した。

戦争法によって戦争のやり方にもルールが作られている点から、戦争を、行き詰った国際関係を戻す、あるいは打開するための一つの方法(制度)であるとして捉えた。

### ③国際関係の見方(レジュメ 1-3)

#### 1-3-1 分析のレベルを峻別することの提案

ウォルツの「3つのイメージ」戦争の原因論の分析

・第1レベル…分析の焦点は個人

ex.指導者、その取り巻き等

・第2レベル…分析の焦点は国家(state)

ex.政治体制、社会体制、構造等

国家の特性に焦点を当てる。

・第3レベル…分析の焦点は国際システム

ex.アナーキー、パワーの分布等

これら3つのイメージを区別したうえで分析し、その上でそれぞれのイメージに対応した「処方箋」を考えなければならない、とした。

また、ウォルツは第1、第2、第3の3つのイメージのうち、第3のイメージを最重要視した(中でも国際社会の構造に最も拘っていた)。個人(第1のファクター)や国家(第2ファクター)は、その時代の国際システム(第3のファクター)に大きく規定されるため、第3のファクターだけ見ていけば大まかな説明が可能であるから。

しかし、逆に国際システムの在り方が個人や国家の状態に影響されることもあるから、必ずしも3→1.2という制約のみではなく、1.2→3という制約も存在する、という批判もある。

◎現代の国際関係の考察において分析のレベルを峻別することの利点と問題点

・利点

・本質がわかりやすくなる。

・国際政治における変数の数を減らして簡明にすることができる。

など

・問題点

- ・3つのレベルは互いに深く関わりあっていることが多く、別個に成り立っている訳ではない。冷戦という大きな国際構造が崩れた現在、各レベルをどのように繋いでいくのか、その繋げ方が課題になっている。

など

### 1-3-2 反実仮想

レジュメにある通り。事実と反する状況を想定することで、ある原因が重要か否かを検討することができる。

例)イラク戦争について

イラク戦争勃発当時の米大統領がブッシュではなくゴアだったら…と考えるとどうだろうか。

- ・ゴアだったら戦争をしなかったかもしれない。
  - ・ゴアでも米大統領と言う立場上「大量破壊兵器保持の疑い」のあったイラクに侵攻しただろう。
- という2つの考え方が存在することになる。

前者は、第1・第2ファクターを第3ファクターよりも重要視している。

後者は、第3ファクターを第1・第2ファクターよりも重要視している。

ということになるわけである。

※あるいは、9.11の後のタリバン政権攻撃に関しても同様の問いを立てることができる。

## ④国際関係における対立・紛争(レジュメ 2-1)

### 2-1-1 国益と国力

#### 1)国益について

※多くの軍事行動や戦争は国益の名のもとに行われている。

- ・国の利益、とは？

—モーゲンソーは『国際政治』の中で、国家の自己保存こそが国家にとっての最大の利益である、と著した。

※ある者(国)の利益を追求すると他の利益が損なわれる時、対立が生じる。

#### 2)国力について

※レジュメにある通り、国力とは国際関係において国家が有する力(パワー)。このパワーについては夏学期開講の政治I(高橋教授)の「影響力/influence」とほぼ同じものと考えられるので概念的な説明はそちらに委ねます。

- ・主権国家体制に「政府」は存在しない(アナキー)。

→権力は各国家が主権として保有している。

- ・パワー＝軍事力か？

カーはパワーの中心は軍事力・経済力・宣伝力にあるとした。ここで言う経済力は軍事力を補佐する能力としての経済力、宣伝力とは意見を支配する力のことである。

ナイはハードパワー(脅迫や報酬による強制)とソフトパワー(他国を無理やり従わせるのではなく味方につける力)の2種類を挙げた。ナイは湾岸戦争・9.11を通し米国が世界的に(特に中東地域に)嫌われている現状に気付き、それを憂いてこの理論を展開した。つまり米国はハードパワーには長けているがソフトパワーに欠けているため、世界から嫌われしまった、とした。

国家が追及すべき目標を達成するためにどのようなパワーを重視するべきかについては、論者により様々な意見が存在する。

### 3)なぜ戦争は起こるのか?

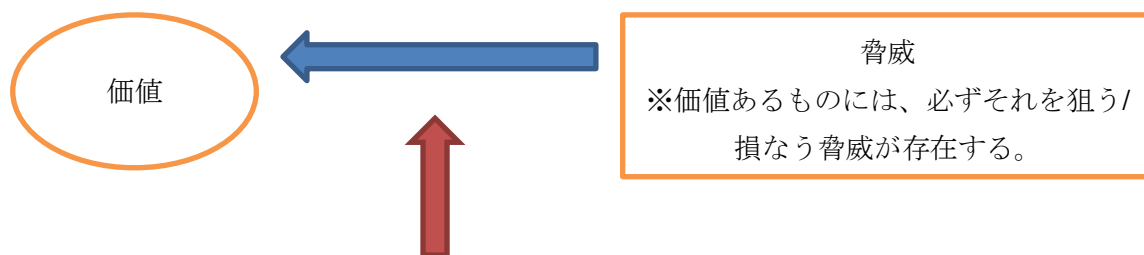
・クラウゼヴィッツはレジュメにある通り戦争は他の手段による政治の延長だと説いた。

※外交の目的=国益のために戦争を起こす、というのは一見矛盾した表現のようだが、クラウゼヴィッツは19世紀初頭(ナポレオン戦争期~)のプロイセンの軍人であり、当時の戦争は非常に小規模な、局地的なものであった。20世紀以降兵器の発達もあり戦争は拡大するようになり、現在戦争により得られる国益よりもそれによって失う被害の方がはるかに大きくなった、というだけのことである。更に現在では大量破壊兵器の登場もあって戦争は容易に訴えることのできる手段ではなくなった。

### 2-1-2 安全保障とは何か

安全保障…英語では security

※securityの本来のニュアンスは、「価値あるものを狙う脅威からそのものを守る」というもの。



除去=Security

実際、Wolfersは安全保障とは「獲得した価値に対する脅威が存在しないこと」と説いた。

・国家安全保障とは?

国家安全保障には、国家の安全と国民の安全の2つが含まれる。

国家にとっての脅威とは、他国に介入され、侵略され、支配されること。だから他国の介入・侵略・支配に対抗できる軍事力をそろえることが国家の安全保障、と捉えられてきた。

一方で国民の安全は、国民の、人間としての安全を保障されること、と考えることができる。その場合、果たして国家の安全保障をしているからと言って国民の安全を保障しているわけではないことが分かる。

ex)交戦中、あるいは内戦中の国

→必ずしも、国家の安全保障=国民の安全保障、ではない。

### 2-1-3 安全保障のジレンマ

#### ・前提

国家の安全保障は自分が自分で行わなければならない、という国際システム(主権国家体制はこれ)アナーキーな国際関係における他国への不信感

#### ・状況

①ある国(以下 A 国とする)が自助のために防衛力を増強する

②それを見た A 国に不信感を持つ隣国(以下 B 国とする)は、その増強した防衛力=軍事力(※防衛力と軍事力は本質的に同じものであり、外部からはその区別をつけることは非常に難しい)で A 国が自国を攻撃するのではないかと、と疑いその増強された軍事力に対応できるだけの防衛力を備えようとする。

③それを見た A 国は、B が自国を上回る軍備を備えているのを見て B 国が自国を攻撃するのではないかと、と疑いさらに B 国の防衛力=軍事力を越えた防衛力=軍事力を備える。

④それを見た B 国は、やはり A 国が自国を攻めてくるのではないかと思ひ、…(以下略)

※実際、冷戦期の米ソ間ではこのスパイラルから軍拡競争が繰り広げられ、地球を何度でも破滅させることのできるレベルの軍備を備えるに至ってしまった。

これは「相手がいつ自分を責めてくるのかもわからない」という不信感があるうちは絶対になくならない。

#### ・安全保障のジレンマへの歴史的な対応(資料 2)への補足

・ 17-18C とは、ルイ 14 世がヨーロッパ支配の野望を抱いていた頃であった。

・ 19C については特に補足する点はないです。プリントを参照してください。

・ WW1 後、米大統領ウィルソンは勢力均衡政策を非常に邪悪な政策だとし、国際規範(=集団安全保障)の重要性を主張した。しかしカーは『危機の二十年』の中で国際規範による政治のことを非常にユートピア的な考え方であった、と批判している。

・ しかし WW2 後も国際規範による政治はなくなることなく、国際連盟の欠点を克服させる形で国際連合を成立させ再び国際規範による政治を行おうとした。ところがすぐに米ソ間で冷戦が成立し、「恐怖の均衡」と呼ばれる二極間での勢力均衡政策的な国際政治が繰り広げられた。この時代は集団安全保障と勢力均衡の二種類が共存している時代であったともいえる。

・ 冷戦後、内戦数は増加したが国家間戦争の数は実際激減している。

・ 冷戦後の国際関係における新しい安全保障の枠組みについては、まだ確固としたものは成立しておらず、現在未だに模索中である。

### 2-1-4 ゲーム論による対立と協調の説明

※ゲーム論そのものに関しては資料 3 や夏学期開講の政治 I (高橋教授)の授業を参考にしてください。

一応筆者も簡単な補足を作成したので、そちらも参考にいただければ幸いです。

#### ・瀬戸際外交はなぜなくなるのか

キューバ危機を例にとって考える。

もしソ連がキューバへのミサイル配備を継続した際、アメリカはわざわざソ連と核戦争をして世界破滅の道を選ぶだろうか?→おそらくノー。



つまり、先に危険な手を打ってしまえば、(本当に相手が挑発に乗ってくるというリスクはあるが)相手はあえて下がることも多く、結果として得をすることになる。むしろ先に身を引くと馬鹿を見ることがすらある。このためチキンゲーム的な外交においてはどちらも強硬に挑発を続ける瀬戸際外交がしばしば行われてしまうのである。

- ・ゲーム論そのものについての批判

かなり単純化された解釈である、という問題点を抱えている。

## ゲーム論について(補足)

### ☆はじめに

最初はゲーム論についての説明は夏学期開講の政治 I (高橋教授)に任せようかと思っていたのですがちよくちよくずれているところだったり分かりにくいところだったりがあると感じたので作成しました。参考になれば幸いです。基本的に資料に書いてあることはわざわざ書きませんので、資料 3 の補足の読み物程度にしてください。

### 0.基本的な説明

- ・合理性…利得ができるだけ大きいもの、損失ができるだけ少ないものを選択しようとする事。
- ・序数的効用の利得…数値の大小はあくまでも順序付けであって、数値の足し算には意味がないということ。
- ・パレート最適…ある組の利得を $(x_0, y_0)$ とした時、 $x_0 < x$ 、 $y_0 < y$  を満たすような $(x, y)$ の組が存在しないような組のこと(授業を聞く限りこの認識で良いかと思われます)。

### 1.囚人のジレンマ

パレート最適は CC、CD、DC のいずれか。

ナッシュ均衡は DD

パレート最適はナッシュ均衡を含まない。

→共通の利益があるにも拘らず、自己の利得を最大化しようとするとその最適点に届かない。双方にとってのベストが分かっているながら、それを選択できない。

### 2.チキンゲーム

パレート最適は CC、CD、DC

ナッシュ均衡は CD、DC

パレート最適がナッシュ均衡を含んでいる。

### 3.鹿狩り

「保障ゲーム/信頼のジレンマ」とも。

パレート最適は CC

ナッシュ均衡は CC、DD

パレート最適がナッシュ均衡に含まれている。

→利益についての観念がしっかりとしていればパレート最適である CC が選ばれる筈である。しかしナッシュ均衡は CC と DD の 2 つがあり、現実ではしばしば後者に落ち着いてしまう。この場合、いかにして後者ではなく前者に持って行くようにするかが重要である。

本来はジレンマを感じるはずがないケース。しかし、相手が裏切るのではないかという不安、相手が果たして合理的なプレーヤーなのかという不安がジレンマを生じさせる。

## ⑤国際システムの構造と外交(レジュメ 2-2)

### 2-2-1 国際システム

#### 1)国際システムの類型

多極構造…ウィーン体制など

二極構造…冷戦など

覇権構造…パクス・ブリタニカやパクス・アメリカーナなど。一つのスーパーパワーが存在している状態。

#### 2)勢力均衡と秩序

- ・各国間にパワーのバランスが取れていてどの国も支配的大国にならない場合各国の安全が保障される、という考え方は、支配的な大国が生まれるとその国は野望を持って侵略戦争を開始する(ルイ 14 世統治下のフランスなど)、という考えに由来する。
- ・実際に勢力均衡を行うためには同盟外交が不可欠。事実ヨーロッパ協調(=ウィーン体制)の時代のヨーロッパでは各王朝がある程度長く続いていたため既に強い姻戚関係が成立していたので、同盟政策が行いやすかったのではないかとされている。
- ・しかし第一次世界大戦後米ウィルソン大統領は同盟外交に対し不必要な戦争を生む邪悪な政策だと否定的な評価を下した。ウィルソンは、第一次世界大戦は同盟対同盟の戦争であり、これは硬直した同盟関係が生んだ戦争だ、と論じた。

### 2-2-2 主権国家システムにおける外交の役割

- ・利害の不一致による対立はしばしば発生する。その度に衝突していたのでは双方にとってたいへんなコストのロスである。そこで、利害の不一致による対立(紛争)を平和的に解決する必要がある。その主要な手段として、外交が必要である。
- ・外交は旧外交、新外交の 2 つに分類できる。
  - 旧外交…第一次世界大戦以前の外交。秘密外交を駆使する。国際関係の混乱を生む手法で、事実第一次世界大戦を引き起こしてしまった。
  - 新外交…現在の外交のあり方。第一次世界大戦の反省から秘密外交は禁止されていて、外交関係は基本的に公開されている。
- ・外交交渉とは意図を伝えて合意を形成すること。その伝え方も当然肝心である。
  - 主な意図の伝え方として、強制外交・安心供与外交の 2 つが存在する。
    - ・強制外交…威嚇による外交。

※ペリーの日本開国はこれ(さらに細かく言えば砲艦外交)に分類される。

強要と抑止がメイン。

- ・抑止…「〇〇したら、その行動によって得られる利得以上のコストを払う羽目になる」と相手に思わせること。

実際に抑止が成り立つためには、

- ①相手が攻撃する利益<攻撃した結果得られる損失 であることを知らしめること。
- ②自分には相手に宣言した通りの損失を与える能力があることを示すこと。
- ③自分には相手に宣言した通りの損失を与える意思があることを示すこと。
- ④相手が合理的な主体であること。

の4つが必要。

- ・ゲーム論による抑止の解釈…資料4参照。

資料4の状況において、BがAに攻撃を自制させるためにはBの利得をどうすればよいか？

- ・ Bが宥和した時の利得>Bが戦争した時の利得 なら、Aは攻撃を選択する  
→抑止失敗
- ・ Bが宥和した時の利得<Bが戦争した時の利得 なら、Aは自制を選択する  
→抑止成功

※抑止とは、相手を脅すことによって行動を自制させること。これを行うためには常に脅し続けなければならない、また脅しの信憑性を確実にしなくてはならない。

ex.米ソ間の核抑止

お互いに相手の脅威となるべく、相手よりもより多くの核兵器を持ち続けようとした。

→「恐怖の均衡」…報復の恐怖の増大による平和

「オーバーキル」…地球を何百回と破壊できる量の核兵器の蓄積・偶発的戦争勃発の恐怖

※米ソ(ロ)が核軍縮に向かったのは冷戦後が初めて。冷戦中にも SALT があったが、SALT はあくまでも核制限(Limitation…ここまではお互いに核を作ってもいい、そこから先は駄目だ、ということ)交渉であり、核軍縮ではない。

※ソ連崩壊時の混乱でソヴィエト政府が管理していた大量破壊兵器についての情報が世界中に拡散してしまい、現在悪用の危機にさらされているという問題もある。

- ・安心供与外交におけるコミットメント問題…資料4・5参照

資料4の状況において、BがAに言うことを聞いてもらう(協力してもらう)にはどうすればよいか？

→Bにとっても約束を守る方の利得が大きく、コミットメント(確実にその行動をとる、という意思表示：例えば鹿狩りの例で言えば「君がウサギを追いかけず鹿に集中してくれれば、僕は必ず一緒に鹿を狩る」という前もっての宣言)を選択することがはっきりしていれば、AもBの要求を受け入れると考えられる。

※果たして、AはBの言葉(意思表示)を信用できるのかどうか、という問題がある。

軍縮におけるコミットメント問題を囚人のジレンマで考える(資料5参照)

Bが「Aが軍縮したらこちらでも軍縮する」と表明したとしても、Aが軍縮した時Bは軍縮しない方がBの利得は高いので本当はBは軍縮しないのではないか？という疑いがAの中に生じる。するともし実際Aだけが軍縮した場合Aは酷く馬鹿を見る羽目になるので、Aも軍縮に応じない、ということになってしまう(軍縮しない誘因が働く)。

※この場合、軍縮しない誘因となってしまう「囚人のジレンマ」状態を脱し、いかにして「鹿狩り」状態にシフトさせていくかが課題である。

## ⑥ 対外政策の決定(レジュメ 2-3)

### 2-3-1 対外政策の決定

- ・ニコルソンは、旧外交/新外交(レジュメ 2-2 参照)についても著書の中で述べている。当然後者を支持。外交は民主的であるべきで、決定した政策は国民にも知らされるべき(白日の下にさらされるべき)だと述べた。
- 一方、交渉の経過を公開することは難しく、交渉は成功しにくくなるうえ国内で不必要なナショナリストティックな運動を生みかねないのでそうはしない方が良いとしている(cf.日露戦争講和時の日比谷焼打ち事件)。
- ・条約を批准(=国会の承認を得る)する必要があるのは重要な条約のみ。一般的な行政協定などは批准なく発行する場合もある。

### 2-3-2 対外政策の決定過程

#### 1) アリソン・モデル

キューバ危機をモデルとし、どのようなレンズ(視点)をかければ、一部の人によってとり行われる外交という分かりにくいものを分かりやすく見ることができるかを考えた。

※画期的な発表であったとされ、今でも評価は高く、次なる研究のステップにつながるとされている。

※しかし冷戦の終了や時間経過により、様々な外交文書が公開されるようになると、アリソンの論の誤りも明らかになってしまった。

#### ◎ キューバ危機について

1962.10.16(14とする説も)-28(「14日間の危機」とも)

##### ▽ 背景

- ・フロリダの目と鼻の先にありかつては米国のリゾート地ともなっていたキューバで1959年社会主義革命が発生する。
- ・米国は亡命キューバ人を訓練し軍事技能を身につけさせてキューバに送り込み攻撃しようとしたが失敗するという事件(ピックス湾事件)を以前起こしていた。

##### ▽ 経過

- 10.14 米国の偵察機がキューバ上空を飛行した際米国全土が射程に入るようなミサイル基地が建設されているのを発見する
- 10.16 この件をケネディ大統領(当時)が把握

→カリブ海に入る全ての船に対し臨検を開始。米国の立場は「もしソ連が軍事物資をカリブ海に持ち込んだら、どうなるかは分かりませんか？」というもの。

※この駆け引きは極秘裏に進んでいて、両国の国民にさえも一切知らされていなかった。

#### 10.22 大統領、全米向けに演説

→当然米国民でなくても演説内容を知ることができる。ここで初めて一般人にもこのような事態が進展していることが知れ渡った。

#### 10.24 ソ連船、米国の指定した封鎖ラインから撤退

※ここから米ソ間で会議が行われる。

#### 10.28 米ソ間で今回の件の対処について合意。

合意内容

- ①トルコに配備された米のミサイルを撤去すること
- ②キューバに配備されたソ連のミサイルを撤去すること
- ③米国がキューバの体制維持に合意すること(これ以上ピックス湾事件のようにちょっかいを出さないこと)

アリソンの考察…3つのモデル(資料5も参照のこと)

#### ①合意的行為者モデル(分析の第3レベル)

国家は一枚岩で選択肢の中から合理的に選択した結果一つを選択する。

例えば、キューバ危機の場合米国にあった選択肢は7つ。

- 1.静観
- 2.米ソ間の外交交渉による解決を図る
- 3.ソ連とキューバの離間を図る
- 4.海上封鎖
- 5.キューバへの全面的な爆撃
- 6.キューバへの外科手術的爆撃
- 7.キューバへの侵攻

選択肢1-3は妥協的すぎる、選択肢5-7は攻撃的すぎるとして、米国は選択肢4を選択した。

※国家は合理的選択者。合理的に判断するから、誰が政策決定をしてもとる道は変わらない。

#### ②組織過程モデル

政策決定に関わる諸組織は、通常通りに作業(対応)を行う(=SOP/標準作業手続き)。諸組織の対応の産物が、政策決定の選択肢(政策決定を行うのはあくまでも「指導者」)。

cf.「外科手術的爆撃」という選択肢について

当初はキューバのミサイル基地に対する外科手術的爆撃という選択肢が優勢だったが、空軍が技術的な問題の面から難色を示したため、この選択肢は却下されたと言われている。

#### ③政府内政治モデル

政府内の限られた役職者はそれぞれが自分の職業上の立場や個人的信条等から意見し、駆け引きを繰り返す。その結果、一つの政策が決定される。

※1番目のモデルは最も単純明快で使いやすいが、2番目・3番目のモデルも国家の選択を分析するのに有用である。

※どのモデル(レンズ)が優れているのか、という問題ではない。しかし、どのようにして(どのようなモデルによって)政策が決定されるのかを把握するためには必要な考え方である。

※アリソン・モデルは「危機」という特異なモデルについての考察である。そのため危機対応の解釈には使えるが、必ずしも危機対応だけが国際関係における決定の全てではない。

- ・危機状況下においては、政策は政府内において決定される(普段はもっとオープンに決定される)。
- ・対外的相互作用への言及が乏しい。一旦国際関係をセットし、その中での国内事情について考察している(特に2番目・3番目のモデル)。

## 2)国内要因

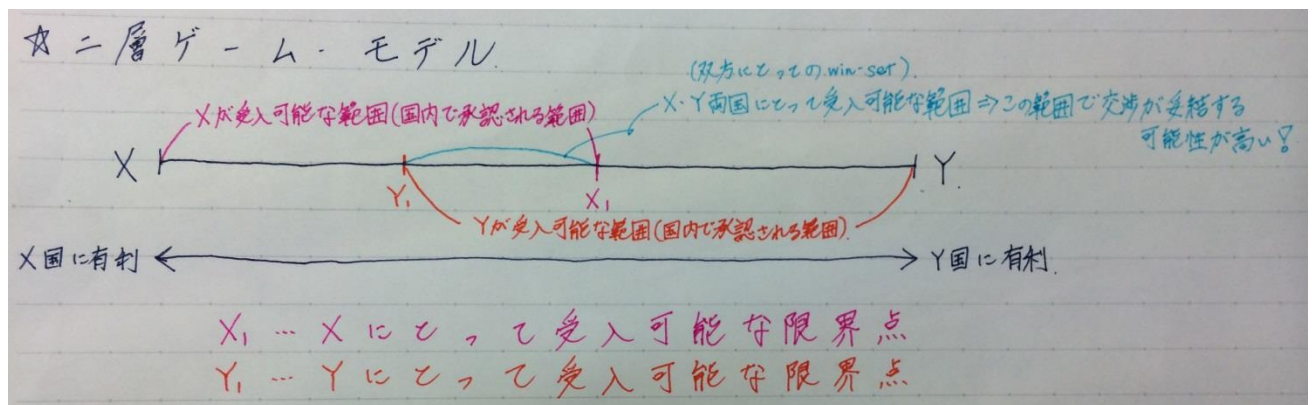
※かつて 55 年体制下の日本では政官財の三位一体モデルで解釈が可能、とされていたが、今はそれほどでもない。重厚長大産業中心の経団連(「政官財」の「財」のエース)の発言力の衰退がその原因である。

### ※民主的平和論(Democratic Peace)

民主的な国家は戦争をしない、という考え…果たしてそうだろうか？

より正しく言うと、「民主主義国家同士は武力紛争を起こす可能性が低い」となる。

## 3)二層ゲーム・モデル



(Word で下手な図を作成するよりはこちらの方が分かりやすいかと思ったので、手書きで失礼させていただきます。)

- ・国家間交渉と国内調整を同時にとらえるモデル。ロバート・パットナムが G7 を例に提唱した理論。
- ・国内で承認される(批准可能な)選択肢の幅を勝利集合(win-set)という。双方にとって win-set となる範囲の中で交渉は妥結することが多い。

※当然、win-set は大きい方が交渉は妥結しやすい。しかし、双方に交渉を妥結させたい、という意思があるときは、win-set が狭い方が有利になりがちである。

ex.日米間貿易摩擦

※目の前の外国と交渉するだけでなく、同時に国内の支持も取り付けなければ、交渉した結果得られた合意は承認(批准)されず、交渉そのものがパーになってしまうのである。

## 4)相互浸透モデル

NGO、企業、民族などの非国家的主体が、国境を越えて、各国の政策決定に政治的に関与している。

※A 国に所属している企業だから必ず A 国に利益があるように働きかける、という訳では決していない。

ex.日米オレンジ交渉

- ・日本の蜜柑農家は当然日本政府に自由化しないよう働きかけた。
- ・日本での蜜柑販売の割当があった米のサンキスト社は日本政府に自由化しないよう働きかけていた。
- ・米国のシールドスイート社は日本での蜜柑販売の割当を持っていなかったため、米政府に自由化させるよう働きかけた。
- ・日本の業者でも輸入蜜柑の販売割当を持っていない業者は米政府に自由化させるよう働きかけていた。

このように、日本国内でも米政府に働きかける団体が存在していたり、米国内でも日本政府に働きかける団体が存在していたりする。各団体は所属する国家にとらわれることなく自らの利益に基づいて国境を越えて働きかけている。

## ⑦国際規範による安全保障(レジュメ 2-4)

### 2-4-1 国際法における戦争のとりえ方の変遷

#### 1)正戦

起源はキリスト教的世界。「神の平和」の時代であった中世において、戦争が正しいか否かは、キリスト教ピラミッドの頂点に立つ存在である教皇がキリスト教の教義に照らして判断していた。

#### 2)古典的正戦論

##### 17C グロティウスの考え方

自然法(Natural Law:自然に内在するとされた普遍的・合理的な法体系)に基づいて、防衛・回復・制裁・刑罰などの目的の戦争はやむを得ないとした。ただし、正しい戦争であってもその数はできるだけ少なくあるべきだし、できるだけ限定的であるべきだ、としている。

※この議論は、「平和を保障するための戦争」というパラドックスを生んでいる。

##### 18C ヴァッテルの考え方

グロティウスの主張した自然法と比較し、より実体のある「諸国民の意思」を重視。諸国民の意思で定められた「実定国際法」の存在を認め、現在存在する国際法のもととなる考え方を提唱した。

※その「実定国際法」が正当たる要件は何か、という問題がある。

#### 3)主権国家システムと無差別戦争観

主権国家システムは分権的なシステム。よって何が「正しい」のかの判断、あるいはその基準の判断を行う存在はない。

##### ◎無差別戦争観

正しいか否かにかかわらず、戦争は存在するものだとし、戦争を規制していこうとした。

→国際法の課題は起こってしまう戦争に対しいかにしてその戦争を限定的なものにするか、に移っていく。

この取り組みの集大成となったのがハーグ万国平和会議。「最後通牒」「開戦手続」など戦争をする上での手続きを規定したほか、「中立」の概念を確立、当事者以外は「中立宣言」をすれば中立の立場にいられるようにし、戦火の拡大を防ぐシステムを整備した。

## 2-4-2 集団安全保障

集団安全保障…主権国家が一つの体制を作り、その中である国が他国に侵略した場合残りの国は自国が侵略されたとき同様全員でその侵略国に制裁を与える(攻撃する)。

一種の脅しによる抑止。

※このシステムが機能するためには、一つの体制を作るための規約や、その体制に入る構成員の存在が重要である。

※民間人を数多く巻き込んだ第一次世界大戦後、新しい安全保障の構築の必要が叫ばれるようになり、誕生したシステム。

### ◎国際連盟

- ・侵略国に与えられる制裁はあくまでも平和的なものであったため、あまり効果を上げなかった。日独伊などの侵略国はすべて制裁などものともせず国際連盟を脱退、第二次世界大戦を引き起こした。 cf.カーの警鐘『危機の二十年』

※勢力均衡原理に基づく同盟外交との相違

大国の安全は保障されたが中小国の安全は保障されていなかった同盟外交(cf.ポーランド分割)と違い、国際連盟では中小国含めすべての参加国の安全を保障していた。

(※勢力同盟外交においては、大国同士の1対1の戦争も行われていた。)

### ◎国際連合

- ・戦争のルールが整備され戦争の定義が厳格化したことにより定義上厳密には「戦争」と呼べない武力行使が増えたため、国連憲章で戦争に至らない武力行使も一般的に禁止した。
  - ・国連憲章第6章第33条で紛争の平和的解決手続きを用意した(国際連盟規約、国際連合憲章については資料7を参照してください)。
  - ・安全保障理事会の権限を強化、国連憲章第25条で安保理決議の拘束力を認めた。
  - ・非軍事的制裁措置を扱う第41条、軍事的措置を扱う第42条を通じて制裁措置を強化。国際連盟とは違い軍事的制裁も加えられるようにした。
- ※しかし、国際連合設立後まもなく冷戦が発生、重要案件について米ソがなかなか合意しないようになり、五大国一致の原則を掲げていた安保理が機能しなくなってしまった。

### ◎冷戦期の集団安全保障

- ・拒否権の発動などにより安保理が活動できないときに、安保理の代わりとして総会の勧告によって集団的措置を勧告しうるものと定める動きがあったが、結果的にはあまり上手くは行かなかった。
- ・安全保障理事会が機能しなくなり、国連総会も結局大きな力を持つには至らず、結果として国際社会は米ソ対立に基づく二極化のフェーズを迎える。

### ◎集団的自衛権に基づく地域的取り決めの増加

- ・国際連合憲章第51条で、他国から武力攻撃を受けた際の被害国による個人的自衛権、第三国が被害国を助けて反撃を加える集団的自衛権の両方が規定されている(認められている)。この国連憲章第51条は安保理の機能不全を受け急速に注目されるようになった。



- ・個人的自衛権は国際法的にも古くから認められていて、戦間期に結ばれた不戦条約ですら認めていた、いわば正当防衛的な権利である一方で、集団的自衛権とは本来勢力均衡原理的な考え方であり、地域的取り決めによる集団的自衛権の行使は集団安全保障の理念に反する存在である。

- ・集団的自衛権が国連で認められるに至る歴史的経緯

1944年 ダンバートン・オークス会議(連合国の主要3か国間での協議)

個人的自衛権を認めた。ここでは地域的取り決めは安保理の判断のもとで活動させるとし、安保理の許可無しに集団的自衛権を行使することは禁止していた。

1945年 サンフランシスコ会議(連合国50か国での協議)

既に地域的取り決めを作っていたラテンアメリカ諸国が集団的自衛権の行使禁止に猛反対。

「(五)大国の都合で小国の集団的自衛権が奪われるのはたいへん不平等だ」と主張した。これを受け国連憲章では安保理が動くまでの間のみ活動期間を限定し、安保理への報告義務を課すなど多少の制約を付した上で集団的自衛権を容認した(国連憲章第51条参照)。

- ※しかし、冷戦で安保理が動かなくなったために、こういった形で認められた集団的自衛権が大変重要な役割を持つようになった。結果としてNATO、WTO(ここではワルシャワ条約機構)、日米安保などの同盟体制(勢力均衡体制)が復活。国際連合の構想時には想定もしていなかったであろう勢力均衡と集団安全保障の並立共存体制が生まれることとなった。

## ⑧国家主権と介入～冷戦後の安全保障～(レジュメ 2-5)

☆米ソ対立が終わり、国際関係は全てが上手くいくようになったかと言われれば、残念ながらその答えはノー。冷戦後の安全保障の形は、現在未だに模索中である。

### 2-5-1 冷戦後の安全保障をめぐる環境の変化

- ・米ソ対立の終了による明確な脅威(ex.米国にとってのソ連)の消滅で、核軍縮への動きなど多くの希望的観測が一時期なされた。

cf.冷戦後に結ばれた START と冷戦中に結ばれた SALT の違い

前者は戦略兵器削減交渉(Strategic Arms Reduction Treaty)であり大量兵器の削減に乗り出したものであるのに対し、後者は戦略兵器制限条約(Strategic Arms Limitation Treaty)であり、軍拡競争に制限を設けはしたが軍縮をしたわけではない。以前のシケプリも参照されたし。

- ・新たな紛争の増加…「核の傘」の消滅

#### ◎核の傘

核兵器の広がりや核抑止の戦略を極めて複雑にするため、それを恐れ核拡散に反対した米ソ両国がNPT(核拡散防止条約)を結ぶ際に提唱した考え方。核保有国である米国またはソ連の持つ核兵器がそれぞれの同盟国を守るから現状以上の核拡散は必要ない、とする考え方。これに基づき、軍事安全保障や援助を通じ米ソはともに自らの陣営確保に必死になった。

しかし、冷戦が終了したことによりこの陣営競争の構図が消滅。米ソに介入される恐れがなくなったことで世界中の各地域で抑圧されていた対立が顕在化するようになった。

※ここで言う対立とは民族や宗教、言語などのアイデンティティの違いに経済格差などの権力の配置・差別が結びついて発生する内戦のこと。差別はアイデンティティと容易に結びつく。ア

イデンティティだけで紛争につながることはないが、そこに権力の配置・差別が結びつくと、それは紛争に発展してしまうのである。

※ある主権国家の内部で内戦がおこった際、主権国家体制の、「領域内のことについて外国は介入しない・してはならない」という原則に基づき、諸外国は不干涉であるべきか？

- ・ 周囲へ紛争が波及する恐れ
- ・ 死傷あるいは難民の発生と言った人権の問題
- ・ テロリストグループが介入、介在する危険

といった問題がある。

## 2-5-2 安全保障の方策

- ・ 安保理の正常化？

数字的には安保理決議のペースはおよそ 4 倍、拒否権の発動ペースは 14 分の 1、PKO の派遣数は 6 倍となっている(レジュメの表を参照のこと)。表を読み取る際には、冷戦期と冷戦後で年数がおよそ倍近く違うことにも注意。

- ・ 事例(資料 8 参照)

- ・ 湾岸戦争…冷戦後ある国の侵略行為に対し集団安全保障が機能した初めての事例

※中国の代表権問題などもあって、それまでは常任理事国・ソ連が集団安保に対し乗り気でなかった。

※なぜ派遣されたのは「国連軍」ではなくて「多国籍軍」なのか

国連軍を組織するためには、国連と国連軍を構成する諸国が特別な協定を結ぶ必要がある。湾岸戦争において派遣されたのはそうではなく国連に認められた(authorize された)有志の多国籍軍なので、厳密な意味での国連軍ではない。そのため、国連は多国籍軍の活動に対し指揮権を持たない。多国籍軍の指揮権は多国籍軍の中で決まる(多くの場合中心勢力を構成する国。この事例においては当然米国である)。

- ・ コソボ紛争

※NATO による空爆の正当性

コソボ紛争は旧ユーゴスラビアで起こった紛争。地域柄安保理に提示するとロシアが軍事的介入を拒否するという不安(※一度安保理で否決されると、それ以後一切手出しできなくなってしまう)から、旧西側諸国は「人道的介入」の名目で安保理を通すことなく空爆を強行した。レジュメにもある通り中ロは安保理の許可を得ない武力行使を国連憲章違反と非難し攻撃の即時停止を求めたが、結局空爆はコソボ和平が生まれるまで続いた。

- ・ イラク戦争

※9.11 以前から米国はイラクに対し外科手術的空爆を行っていた

※「悪の枢軸」…イラク、イラン、北朝鮮。この 3 国には核が既に拡散しているとした。

※攻撃の正当性の問題

米国は湾岸戦争時の国連決議に基づいた攻撃であるとしてこの武力行使を正当化した。というのも、当時の安保理構成国 15 か国中、最悪の場合 11 か国は武力行使に反対する可能性があったので、安保理にこの問題を提示し否決され手出しできなくなるのを恐れた米国はあえて安保

理を通さず過去の決議に基づいたのである。ここに、昔の国連決議の効力はあるのか、直近の決議を採用するべきではないのか、という国連決議の効力の問題が存在する。

- ・リビア内紛

国連決議に基づき、「人道的介入」という理由から多国籍軍が軍事介入した。

- ※保護する責任“Responsibility to Protect”

ここで言う保護の目的語は国民の人権。内戦時にはこれがしばしばたいへん悲惨な状況になる。本来一義的にはその国が持つべきものであるが、その国(政府)がこの責任を履行できなくなった時は政府に変わり国際社会がこれを履行する、という考え方。

- ・PKOの変容

- ・国連憲章内には決まりはない。第6章「平和維持(平和的なもの)」と第7章「平和への対応(武力行使を含む)」の中間的な活動で、「国連憲章6章半」という位置づけだとされている。(編者註:レジュームでは国連憲章7章半となっていますが、教授曰くミスプリだそうですので訂正をお願いいたします。)つまり、国連構想時には想定されていなかった活動であることが分かる。
- ・PKOの活動は中立性が大前提。戦時中には決して動かないもので(当初は…詳しくは後述)、停戦または休戦が成立してからの派遣が原則。次なる紛争の阻止・予防を目的とするもので、「予防外交」と呼ばれる。また中立性を維持するために中立非同盟諸国や中小国が主に要員を派遣した(大国が入ると中立性が損なわれる恐れがあるため)。
- ・しかし冷戦後、平和構築という目標に向けてPKOの持つ役割を増やそうとする動きが事務総長などを中心に存在している。(「紛争の管理だけでなく紛争の解決へ」)これには、中立性の観点からの懸念も存在する(無理に紛争を終わらせようとすることは、片方を利することにつながりかねないため)。

※日本のPKO派遣…長い間、憲法における武力の国外派遣禁止の原則のため参加していなかった。

1992年のPKO協力法成立により、現在は派遣可能。

- ・派遣する際の三原則

- ①停戦成立後のみ派遣する。
- ②被派遣国から日本国へ直接要請があった場合のみ派遣する。
- ③PKO部隊が所持・携行する武器は最小限(自衛レベル)のものにとどめる。

- ・同盟の存続

- ・集団的自衛体制の存続の問題

自衛のための武力行使である、と当事国が主張すれば、国連の決議を待たず武力を行使することが可能なシステム。そのため、乱用される危険を常にはらんでいる。

→解釈を狭める必要がある。「攻撃されそうだ」という程度での集団的自衛権発動はNG、という判例も存在している。歴史上集団的自衛権の乱用による武力行使の事例も事実存在している。

- ・協調的安全保障…協力的関係を利用して対立の解消を図る

- ・地域的枠組…地域での信頼醸成措置

- ・OSCE(欧州安全保障協力機構)

経済協力・環境問題・人材の交流・陣形問題などについて、西欧と東欧、ロシアを繋いでいる。

特に冷戦後の欧州の統合と安定、平和のために大きな役割を果たして、全体的に肯定的な評価が既に下されている。

- ・ARF(アジア地域フォーラム)

OCSE のアジア版とされる。北朝鮮も加盟している。しかし、OCSE と比較するとその効果はまだまだ薄いと言わざるを得ないのが現状である。

### 2-5-3 新たな問題：規範の衝突

※このポイントについては各自よく考えよと教授がおっしゃっていましたがもしかしら試験でそれぞれの意見を書かされるかも？(あくまで編者の勝手な予想です。試験に出なかった場合の責任は負いかねます。)

- ・人道的介入の問題

<シリア内戦…内戦不干渉の原則(主権国家体制の規範)と人権保障(安全保障の最大の目標)の衝突>

- ※失敗国家・破綻国家の問題

形式上の「政府」が自分では何もできない状態にある失敗国家や破綻国家に、国際社会は入るべきか否か、という問題。

※人道的介入を名目に不必要な介入が行われないようにするためにも慎重にならなくてはならない部分。介入すべき人権侵害(大規模かつ組織的な人権侵害)の基準作りが問われている。

- ・移行期正義(Traditional Justice)…新しい政権が新しい社会を作るときの手助け

- ・国際刑事裁判所(ICC)…戦争犯罪や人道に対する罪を裁くことができる。

加盟国の要請、国連決議、ICC 自身による調査などのルートで裁判や訴追を行う。

米国が自国が訴追されることを恐れ未加盟であるほか、訴追を恐れ独裁者が弾圧や内戦を長引かせて抵抗する(平和になったら自分がしょっ引かれる恐れがあるため)ことがあるなど、制度の効果は依然不十分である。

- ・主権国家を分割する独立は許されるか

<ウクライナ独立問題…民族自決の原則と内政不干渉の原則の衝突>

現状承認の原則(アフリカの植民地独立の話で以前若干触れたことがあると思います)というものも国際社会には存在するが、一方でバングラデシュ(東パキスタン)のように一つの主権国家を割って独立した例も存在する。

- ・武力行使は紛争解決を導くのか

<大量破壊兵器の拡散・テロリズムの横行>

国連は基本的に武力行使を認めておらず、自衛権、安保理の認定した武力行使だけが例外として認められている。これらは紛争解決のための武力行使という位置づけにあるわけだが、果たしてこういった武力行使は紛争を解決しうるのか？(cf.イラクやリビアの現状)

→武力行使だけでは紛争を解決しないのではないか？

## ⑨相互依存の深化と対立と協調(レジュメ 3-1)

☆内政不干渉の主権国家体制下でも、国境を越えた交流は存在する(人やモノ、カネの流通といった経済的な交流)。それは、国際関係にどのような影響を与えているだろうか？

### 3-1-1 自由主義経済体制と国際秩序

※自由主義経済体制は、現在地理的にも大変浸透している。

◎集団安保体制を担う組織が国際連合であるとすれば、経済面で平和を担う組織は何に相当するだろうか？

- ・ GATT(→WTO)…高関税政策を防ぎ自由貿易に向かわせる
- ・ IMF…資金の貸し出しや為替の管理を行う。

※戦間期、国際収支が赤字になった国は競って為替の切り下げを行った。そのような事態にならないようにすべく、国際収支が赤字になった国には融資を行い、また為替が簡単に切り下げられないように為替の管理を行っている。

- ・ 世界銀行

◎(参考)経済面から捉える第二次世界大戦以前の国際関係

1929年、ニューヨークで株価が大暴落、世界中に波及しかつてない程の世界同時不況が発生。

↓

ロンドンで経済についての多国間会議が行われたが、合意は形成されず失敗に終わる。

↓

各国がブロック経済を開始(他国に対し非常に差別的な経済圏を形成)。

※自国さえ良ければ他所はどうなっても構わない、というシステムで、他国の不満を招いた。事実日本の大陸侵略の遠因ともなった(日本は他国同様植民地を持ち自国のブロック(円ブロック)を形成しようとした結果満州侵略という暴挙に走った)。このことからブロック経済が紛争の火種となりうるシステムであることが窺える。

◎自由主義経済思想の採用(米英が中心となって主張した)

アダム・スミスやリカードの説においても、自由貿易は当事者全員に利益をもたらすとされていた。

※ブロック経済下で行われた高関税政策とは対極な存在。

実は、ブロック経済化の引き金を引いたのは米国自身。当時も専門家は皆反対していたが、議会はこれを通してしまった(米国においては経済政策は政治の領域であって、専門家は殆ど口出し不可能である)。

◎アダム・スミスの『諸国民の富(Wealth of Nations)』について

「分業」と「(自由)市場」を重視した。その2つがあれば所謂「(神の)見えざる手 Invisible Hands」によって「(利益の)予定調和」が起こる、と論じている。

- ・ 分業…各人が自分の得意分野を担当し、その製品(products)を交換すれば、生産を高めることができるとした。
- ・ 市場…供給と需要が会い価格を決定する場。上で言う products の交換が行われる場所でもある。そのメカニズムは規制が無い方が、また規模が大きい方が上手く回るとしている。そして自由であれば市場は拡大する、と論じ、政府の市場への介入は最小限であるべき、と主張した。

※「予定調和」の原則があるので、協調すれば予定され利益を得られるのだから、自然と協調するようになる、とも論じている。

## ◎リカードの『比較優位説』

(※編者註：多分皆様も比較優位説については高校の政治経済とかで学習済みだと思われるので、基本的な説明は皆様の知識とレジュメの説明に任せたいと思います。よろしくお願いいたします。)

- ・ここで言う「比較」とは同じ国の中での相対的な生産コストの優劣を見るもの。例えばレジュメの例において、絶対的な服地の生産コストはポルトガルの方が優位にあるが、絶対的な優位を見始めると全てにおいて生産コストに劣る国(ここではイギリス)が自由貿易に参画できなくなってしまう、不都合である。国の中での比較優位を見ればすべての国が参画可能であり、その方がより多くの利益を生むのである。つまり、ここでいう国際分業とは、すべての国が、それぞれの国の中で最も比較優位にあるものに特化して国際市場に売り込むということ。

## ◎「埋め込まれた自由主義(Embedded Liberalism)」

第二次世界大戦直後、米国本土を除くすべての国は国土が戦場となり産業は破壊され疲弊していたため、すぐに自由主義を受容できる状態には無かった。そのため、19世紀に行われた「レッセ・フェール」に代表される自由主義とは異なる、第二次世界大戦直後という社会状況に特化した特殊な自由主義を採用する必要があった(第二次世界大戦直後のあらゆる国(米国含め)にとって、レッセ・フェールの自由主義は受容不可能なものであった)。

国際的には多国間自由主義(自由主義経済体制の維持)を標榜しつつも、いずれの国も国内では国内経済の運営に苦勞していた。産業は戦争で破壊されなくなったが生き残った兵隊は還ってくるので雇用は悪化し、経済状況が悪いためインフレが進行した。そのような状況下であって、各国は自国の経済を成長させる必要があった。そこで、果たして自由主義に強く **commit** した場合、国の成長は可能なのか?という疑問が生まれる。cf.ITO(国際貿易機関)の消滅

自由主義経済体制を維持しながら国内経済を運営する、両者をいかにして両立させるかが課題になった。そこで、GATTやIMFはある程度自由主義経済に関して妥協せざるを得なくなった(上記の状況に配慮できるような自由貿易にならざるを得なかった)。そのため、セーフガードなどの規制を許したり、資本の国際移動に対する規制を認めたりするなど、政府が市場へ介入する余地を残さざるを得なかった(さもなくば当時の状況下で各国は自由主義を受け入れることができなかった)。

## ◎冷戦構造と自由主義国際経済体制の発展

冷戦の発生によりソ連と東欧諸国がブレトン・ウッズ体制から離脱する。ブレトン・ウッズ体制下の西側諸国経済と、中央計画経済のCOMECON体制下の東側諸国の経済は完全に分断される形となった。

冷戦終了(ソ連崩壊)に伴い、COMECON体制が崩壊する。ロシアや東欧諸国は市場主義化、中国やベトナムは政治体制こそ共産であるものの経済は市場主義化し、かつての東側諸国は西側諸国に飲み込まれていく(**commit** していく)ようになった。

## ◎「グローバル化」の時代

- ・様々な「国境を越えた移動」

→交流の種類によってなだらかに増大するもの(ex.商品移動)、急速に増大するもの(ex.証券投資)の両方が存在する(証券投資についてはつい最近規制が解かれたのも一因ではある)。

- ・「パワー・シフト」論の提唱…経済面で大きな変化が起こりつつあることの表れともいえる。

### 3-1-2 国際政治への影響

#### ◎「国際経済の政治化」現象

それまでは国際政治と国際経済は分離して考えるのがふつうであった。

←核戦争の危機など国際関係においては安全保障の問題など政治的な問題が多かったから。

しかし、ニクソン・ショックや石油危機、貿易摩擦問題など 1970 年代以降経済的な問題が多く発生するようになってきた。

#### ※ニクソン・ショック(経済の)

ブレトン・ウッズ体制下の固定相場制においては、ブレトン・ウッズ体制成立時に唯一国内に金を多く保有していた米国の米ドルを金と兌換可能な唯一の通貨とし、円やポンド、マルクなど他の通貨の価値は米ドルとの固定相場で定めていた。しかしベトナム戦争やその反戦運動、社会保障の拡大などもあり米国から金が流出するようになり米ドルの金本位制は限界に達していた。またそのような状況下でいつ米ドルが切り下げられてもおかしくないと考えた投資家たちが米ドルから金への交換を求めるとしてますます金は米国から流出した。このような中でニクソンは一方的に金ドル交換停止を発表。その後話し合いの結果 1976 年正式に変動相場制に移行することとなった。

※上において「経済の」ニクソン・ショックと記したのは、ニクソン・ショックには同大統領による金ドル交換停止から変動相場制移行までの一連の混乱と、同大統領による米中(中華人民共和国)間の急速な国交回復の 2 つがあるからである。

#### ◎Two-track System

※ここで言う track とは、無理矢理日本語に訳すならば「軌道」となるが、イメージとしては陸上競技におけるトラックを考えると良い。

- ・ high politics…国家首脳が懐疑するような外交上の重要課題
- ・ low politics…実務感や官僚、高々大臣レベルの会議で済むような問題

それまでは一般的に low politics であるとされてきた経済的な問題が、国家間の調整を必要とする high politics であるとされるようになった。

#### ◎国際関係における政治と経済の見方

- ・政治と経済を分離する見方の調整、国家安全保障中心の見方の修正が求められるようになってきている。
- ・経済的交流は「共通の利益(harmony of interest)」を生み出せるか？

※経済交流は、協調的要因になることもあれば、摩擦の原因にもなってしまう。

### ⑩経済的相互依存と利得の認識(レジュメ 3-2)

#### 3-2-1 経済的相互依存の深化

- ・ある国の経済状況の変化は他国経済へ影響を与えるし、ある国の経済政策は他国の政策へ影響を与える。経済政策は自国の状況を見て決定するのが基本ではあるが、他国と密接に結びついている場合には、その国の経済政策を考慮しなければ軽々しく政策を決定できなくなった。
- ・経済の「グローバル化」

※1980年代半ば当時はまだ冷戦中で地球上には2つの経済体制が存続していたためにこのような呼ばれ方をすることは無かったが、所謂経済のグローバル化現象は1980年代半ばごろから起こっていたとされる。

1980年代、株や債券、為替の売買などの短期資本の移動が自由化されたこと、インターネットの普及などにより兜町やウォール街などの固定された取引所でなくても取引ができるようになった(誰でも取引ができるようになった)。

それに伴い、1997年のアジア通貨危機に代表されるように、途上国に貸した金が返ってこない、他所での金融危機が瞬時に波及してくる(早く広く伝染する)といった新たな問題も発生するようになった(※アジア通貨危機は21世紀型の(=「新しい」)タイプの経済危機だ、とも言われている)。

### 3-2-2 経済交流により生まれる利益は「共通の利益」となり得るのか

#### ◎絶対利得と相対利得

- ・自由主義経済…希少な資源からいかに多くの利得を生み出すかを問題とする。利益は絶対量で見ると。
- ・重商主義…得る利益における他国との違い(=「相対利得」)に着目する。保護主義(保護貿易を行い国内産業を保護して国家に富を集め産業の発達や軍隊の増強など国力の増強に充てる)的な考え方。
- ・マルクス主義(簡単に言えば)…世の中には資本家と労働者という2つの階級が存在するが、両者の関係の在り方からして資本家は労働者よりも多くの利益を上げることとなるので、格差を拡大させている。←ここでも両者の得る利益の違いに着目している。

#### ・経済的相互依存関係と平和の関係

事例研究だけでは自由主義経済理論の言うように本当にうまく回っているのかがわかりにくい。数値が分かりやすいし昔から貿易の記録のデータは存在するので、貿易の依存関係で見ることが多い。しかし、貿易が相互依存のすべてではないので、あくまで限定的な研究にしかならない。

※第一次世界大戦前の英独関係…両者はそれなりに貿易をしていたし、ある程度の経済的相互依存関係は認められる。

#### ◎経済のグローバル化が国際政治にもたらす課題

##### ▽グローバル化による埋め込まれた自由主義の変容

自由化をした方が資本を投下しやすくなり、国家の富(利得)が上昇するので、各国政府は自由化政策を選択する。その結果国家が「裸」になり今まで設けていた殻が取り払われ、社会保障、雇用安定、物価安定、各種規制などの「埋め込まれた自由主義」における自由化と国内政策の両立(シケプリ⑨参照)のための政策の選択肢が狭められつつある。

##### ※「裸」になる国家(資料9参照)

図のようにグローバル化に伴い他の国の影響が浸透していくと、国を囲い護っていた殻が取り払われて無くなっていく。

ex.)日本の法人税問題…他国と比べ高いので外国企業が日本への参入をためらってしまう、あるいは国内企業が海外に転出してしまいうという現状がある。そのため引き



下げが検討されているが、これは他ならぬ「税制(制度)」の殻が取り払われている現象である。

▽主権国家間の問題：南北問題や南南問題、新興国の台頭

- ・世界における GDP のシェア(資料 9 裏面)を見ると、確かに G7 のシェアは減っていて BRICs のシェアは急増している。しかし、G7+BRICs、或いは G7+BRICs+欧州の合計シェアは殆ど変わっていない。ここから、BRICs は目覚ましい成長を遂げている一方でそれ以外の地域は成長できていない(成長が停滞している)という現状をうかがい知ることができる。
- ・貧困とは何か？  
かつては経済的指標で貧困の度合いは測られてきたが、最近では HDI(人間開発指数)で測るのが主流。

※人間開発指数

UNDP(国連開発計画)が考案した指標。長寿で健康であること、知識があること、人間らしい生活が営めることの 3 点に注目している。

注目する側面	長寿で健康	知識	人間らしい生活
使う指標	出生児平均寿命	成人識字率	一人当たり GDP
		総就学率	
	↓	↓	↓
	「平均寿命指数」	「教育指数」	「GDP 指数」

この平均寿命指数、教育指数、GDP 指数の 3 つが人間開発指数に関わる 3 つの指標である。

▽主権国家内での問題から国際問題へ

- ・先進諸国におけるジニ係数の悪化…ものすごく儲ける人とそうでない人の差が広がってきていることを示している。  
※高齢化もジニ係数悪化の一因ではある。
- ・発展途上国においては、格差はただの格差では終わらず、政治的不安定を招いてしまうこともある。

▽主権国家と非国家主体：国家は非国家主体である市場を管理できるのか？

市場は非国家主体。経済交流をする主体が動かしている。

一国が規制を強めたところで、利益を求める経済主体はより規制の緩い市場に逃げ出してしまう。

→一国だけによる規制では規制は不可能。

3-2-3 相互依存論

◎「複合的な相互依存」

安全保障に大きく関わるパワーは軍事力だけではないし、もはや軍事力ではない。軍事力だけで他国や世界を動かすことはもうできない。むしろ軍事力以外のものの方が大きな力を持つようになりつつある。

- ・敏感性：一国の社会的変化が他国の政府や社会に与える負の影響  
ex.)アメリカの株価
- ・脆弱性：相互依存関係を断ち切られた場合にそれを回復するためにかかる費用。これが高いと外交政策上の選択肢が狭まってしまし、低いと外交的に強い、ということになる。

#### ▽事例1 石油危機(第一次・1973年)

日本は敏感性、脆弱性共に大変高かった。自国で石油が取れる米国の脆弱性はそれほど高くなかった。

→輸入先の多様化・エネルギー転換・アメリカとイスラエルにべったりの政策から脱却し中東と仲良くする政策などを通じ脆弱性を低めようとした。

#### ▽事例2 中国のレアアースの輸出規制政策(2010年)

※鄧小平の「中東に石油有り、中国にレアアースあり」という言葉にある通り、中国は古くからレアアースの開発を進め外国に輸出することで稼いでいた。

※しかし2006年から、内需を満たせるかという不安・環境問題や労働問題の発生により輸出枠を削減してきていた。

##### <経過>

2010.9 尖閣諸島問題で中日関係悪化→レアアースの対日輸出を禁止

2010.10 レアアースの対日輸出禁止

2010.11 通関業務を再開

2010.12 価格統制

2011.6 日本・米国・EU、WTOに提訴

2012秋 中国のレアアース企業が徐々に経営難に陥りだす

2014.3 WTO、中国の価格統制を協定違反と裁定

2014.4 中国は違反最低の取り消しを求め、米国はより厳しい裁定を求め、お互い上訴

##### <日本の対応>脆弱性を低める動き

企業…レアアースを使用しない方策を探る・他の輸入先の開拓

※中国がレアアースの対外輸出を減少させたことを機に米豪などがレアアースの国際市場への参入を目論みレアアースの生産を再開させた。

研究者…レアアース鉱脈の開発・レアアースを使わずに済む技術の開発

政府…WTOに提訴 etc.

##### <結果>

日本は脆弱性を低めることに成功し、レアアースが輸入できなくなることによる損害はさほど被らなくなった。むしろ中国は外交的な効力が予想以上に低かっただけでなく、輸出量が激減し海外の顧客を他国に奪われる格好となり、経済的にかなりの損害を被る形となった。

◎長期的に見るとコストを支払うことになった(=失敗に終わった)例。

※グローバル化により各国が脆弱性を低められるようになったので、関係を断ち切ることによる利益は(外交的にも)あまりもたらされなくなった。むしろ、経済的に自国が全てのコストを追う羽目になるリスクが増加した。事実、中国のレアアース対日輸出禁止や日本の対中セーフガードはどちらも失敗に終わったと考えられている。

### ⑪国際制度による協調(レジュメ 3-3)

☆経済的相互依存状況から発生する問題の一つに「格差」がある。格差は紛争に発展する危険を含んでいる。その格差が公正なものとして考えられているうちは対立は発生しないが、そうでなくなると対立を招く。そこで、格差をいかにして埋めるか、対立をいかにして抑えるかという課題が生じる。  
→国内の格差の問題に関しては各国政府が何とかするしかないが、国際的な格差の問題に関しては、IMF や世界銀行などの国際組織が対応する。

☆経済的相互依存と対立

・米国と中国

米国と中国は本来的にあまり仲は良くない。しかし中国は米国の市場に依存しているし、米国は米国債を中国に買ってもらっている(かつて米国債を一番買っていたのは日本だったが、現在一番買っている国は中国である)。このような経済的相互依存関係があるため、米中は互いに相手のことを「戦略的パートナー」と認識しており、この状況では対立は発生しにくい。

・日本と中国

日本と中国もやはり本来的に仲は良くない。かつては日中は貿易額も大変大きかったが、現在関係の冷え込みなどもあって貿易額も前ほど伸びておらず、経済的相互依存関係が以前ほど増大していない。この状況で、両国間には領土問題など対立の契機しか存在しない。こうなると、対立が発生してしまいがちである。

### 3-3-1 経済的相互依存の管理

▽政府による管理の政策

※ここでの「裁量」とは、問題への対応をルール化して固定化するのではなく、その都度アドホックに対応していくことを言う。

・政策協調

代表例が1985年のプラザ合意。

→1980年代前半、国際収支の不均衡が発生した(日独のみが黒字、米国を含む他の国が軒並み赤字となっていた)ために先進国(G5:英米日独仏)の首脳が秘密裏に集まって合意した。

このようなマクロ経済政策(国際的な安定のための経済政策であり、国家を利するものではない)は、本来どの国もやりたくはないのだが、政策協調ではこのマクロ経済政策について成功(合意)しやすいのが特徴である。

・自発的な行動ルール

代表例が米国のスーパー301条。

→ある国が不公正な貿易をしていると米国が判断した場合、米国がその国に対して関税を引き上げるなど保護貿易を敷くことで対応する、というもの。

WTO が貿易の自由化に反する国の単独ルールを認めなくなってきたので、このような政策を敷くことは徐々に難しくなっている。

・国際制度(国際レジーム)

ある目的のために話し合いを行いはっきりとルールを定め、それに合意して協力するというもの。

### 3-3-2 国際制度の機能

◎そもそも、国際制度というものについての見方自体様々なものがある。

### ▽リアリスト的な考え方

国際制度は勢力分布を背景にして作られるため、各国の思惑、特に大国の思惑の影響を強く受ける。  
そのため、国際制度はそれ自体では役割を果たしていない、とするもの。

### ▽制度論者的な考え方

各国は制度によりメリットを受けているので、各国は制度を維持しようとする。そのため制度は自律的な役割を持つ、とするもの。

#### ・制度への見方の例…日本の FTA 参加

多国間主義、国連主義を外交政策上の特徴としている日本は、経済的な国際関係も WTO に強くコミットすることを推進していた。そのため少数国間で締結される FTA は WTO の枠組み作成を阻害すると主張し、FTA に強く反対していた。事実、日本は各種 FTA に参加したのが主要国中では最も遅い。

しかし、EU や米国など先進国が次々と FTA を結んでいくようになり、流れに取り残されて各地・各国の自由貿易の枠組みから疎外され不利益を被る恐れが生じたため、1990 年代以降日本も FTA を結んでいく方向へと転換していった。

※日本では、FTA(自由貿易協定)ではなく EPA(経済連携協定)を中心に結んでいる。前者はあくまでも物流の自由化を目指す条約であるのに対し、後者は人の移動や知的財産権など物流にとどまらず様々な分野での連携を目指す条約である。

### ◎「囚人のジレンマ」による分析(新自由主義制度論の主張)

囚人のジレンマを一度きりの信頼 or 裏切りのゲームとしてとらえるのではなく、何度も繰り返されるゲームとして考える。

この場合、各プレイヤーの選択はそれまでの両者の選択に左右される。例えば、次のような選択の仕方がある。

- ・トリガー戦略…最初はひたすら協調を選択する。相手が裏切らない限りひたすら協調を選択する。しかし、ひとたび相手に裏切られたら、以降は永遠に裏切りを選択する。
- ・しっぺ返し戦略…最初は必ず協調を選択する。二回目以降は、直前のターンで相手が協調してくれたら、次のターンで協調を選択する。しかし、直前のターンで相手に裏切られた場合は、必ず次のターンで相手を裏切る。

繰り返しゲームについては実際に人を利用した実験が行われている。その結果、最初のうちは(協調, 協調)が出にくいのが、回を重ねていくにつれて(協調, 協調)が出やすくなっていくことが分かっている。特に、両者がしっぺ返し戦略を採っていた場合、(お互いに相手がしっぺ返し戦略を採っていることを公式には知らないとしても)、最も(協調, 協調)が出やすくなることも分かっている。

この場合、お互いが協調という選択をする(=両者が協調関係になる)ためには、長期的視点で見ること(長期的利益の可能性を考えて行動すること)、相手の出方(のパターン)についての情報を得ることが必要である。

→いかにして情報を共有するか、いかにして信頼を醸成していくかが肝心である。

### ◎「共有地の悲劇」による分析

- ・「共有地の悲劇」とは

ある共有地としての牧草地を考える。その牧草地は共有地であるため、近隣住民はもちろん、その近くに居ないものでも牛を連れてきて放すことが可能であった。当然牛を沢山放せばそれだけ多くの牛乳が取れるので、飼い主は儲かる。そこで、皆が自分の利益だけを求めて放す牛の頭数を増やした。その結果、牧草は全て食べ尽くされてしまい土地はダメになってしまった。その結果、この牧草地を使って利益を上げていた近隣の酪農農家は全滅してしまった。

#### <原因>

- ・誰もが好き放題に放牧したらこのような破滅(損失)が待ち受けていることは少なくとも誰でもわかるはずである。しかし、この損失は全体が被るものである上、長期的で認識しにくいものであること、一方で好き勝手放牧することによって得られる利益は個人的(独占的=自分一人のみに確実に返ってくる)である上短期的で認識しやすいものであるため、結果として好き勝手な放牧が行われてしまいがちである。
- ・或いは「いずれ誰かがこの牧草を食い潰してしまうから、それだったら誰かに食い潰される前に自分がとっと食い潰して利益を上げてしまおう」という発想から牧草を食い潰して利益をあげようとする人が現れる可能性もある。

#### <解決策>

①共有地を近隣の酪農農家に分配し、私有地としてしまう

→近隣以外の人も入ってきて自由に使える、という共有地の最大の特徴を活かせなくなる。

②ルールによる共同管理(ただ乗りの防止)

ex. 「牛は年に最大何頭までしか放してはいけません」

#### ◎「公共財理論」

※夏学期開講の政治 I (高橋教授)とも若干内容が被ります。そちらもご参照ください。

公共財とは、灯台・道路・公園など、誰でも使ってよく(非排他性)、誰もが同じだけの便益を享受することのできる(非競争性)という性質を持つもの。

これらのものは誰もが必要としているし誰もが欲しいと思う。しかしそれゆえに、誰も積極的に作りたがらない。どうしても「なんで私がみんなのためのものをわざわざ自分の金で作らなきゃいけないワケ？」となってしまう。また、フリー・ライダー(一切犠牲(カネ、をイメージしてもらって差し支えないです)を払わずに公共財を利用する人)が一人でも現れると、それまで真面目に公共財の供給のために犠牲を払っていた人も馬鹿馬鹿しくなって払わなくなってしまうかもしれない。しかしそれでは、公共財を供給するために必要な資金などが集まらずに結局公共財が供給されなくなってしまう。

→そこで、国内での公共財は、税金(その公共財を利用する、或いは利用する可能性のある人全員に平等に負担される)を利用して供給することでただ乗り(フリー・ライダーの出現)を防いでいる。国際関係においては、国際制度が、全員(全国家)に平等に供給のためのコストを負担させ秩序を保つという役割を果たしている。

※「共有財」と「公共財」は一見似ているかもしれませんが完全に別物です。完全に話が脱線してしまっていますが、経済学などの世界では「財」を排他性(誰でも使えるものか否か)・競争性(誰かがその財またそれによる利益を手にした場合他の者が同じ財や利益を手にすることができるか否か)の有無の観点から4つに分類しています。共有財・公共財はともに排他性を持ちませんが前者は競争性を持ち後者は競争性を持たないという点で異なります。例えば川で釣りをすることを考えてみてください。釣

りをするのは誰にでも可能ですが誰かが魚を釣ってしまったら他の人はその魚を手にはすることは出来ません。この場合、川魚は共有財ですが公共財ではありません。しかし釣り堀などで行われるスポーツとしての釣りで、釣った魚は池に戻す、といったルールのある場所であれば、誰でも釣りをすることは出来るし誰かが釣った魚を他の人も釣ることができる(どちらも自分の物にはなりません)…という点で釣り堀の魚は公共財なのです。さらに余談になりますが、排他性を持つ財については競合性があるものを「私有財」、競合性がないものを「クラブ財」と言うそうです。前者は自分のペットボトル飲料や消しゴム、後者はフィットネスクラブやテレビのCS放送などが例として挙げられます(よろしければ排他性・競合性の有無について自分で考えてみてください)。

## ⑫現代の国際社会とその課題(レジュメ 3-4:最終回)

### 3-4-1 現代国際社会の課題

◎大量破壊兵器の拡散など主権国家体制が変容する中で生じる新たな課題について出来る限り平和的に変革を行う必要がある。ここでいう変革とは新たな価値の配分についての合意がなされること。ではどのような価値の配分がふさわしいのか？

※価値の配分はその時代に合わせて、昔から行われている。例えば安全保障について言えば、勢力均衡の時代においては「大国の安全さえ保障されれば小国はどうなっても構わない」という価値の合意が形成されていた。

◎国際社会における合意形成のアプローチには力による強制(集団的安全保障体制が許している武力行使(安保理で許可された武力行使)や人道的介入)や共通の利益の存在(リベラリズムなアプローチ)、規範の共有(後述)などがある。

◎これらの合意形成のアプローチに内在する問題の例として、認識の不一致や認識の誤認、集合行為の問題などがある。

認識の不一致については安全保障のジレンマで取り上げた。

認識の誤認については、イラク戦争が良い例である。イラクのフセイン大統領は、本当は大量破壊兵器は持っていなかったが持っていると思わせかけ「はったり」をかけていたのに対し、ブッシュはその「はったり」を真に受け(本当は大量破壊兵器など持っていない、罪の無い)イラクを攻撃してしまった。

集合行為の問題の例としては、「公共財供給の悲劇」を挙げることができる。国際関係における公共財の供給は、基本的に先進国が担当してきた。しかし、この状況に対し途上国側からは「先進国は先進国に有利になるような供給の仕方をしているのではないか？」という不信感が高まっている。

◎「共通の利益」の認識の醸成

「共通」の利益と言えど、それは主体次第で必ずしも一致するとは限らない。しかし、冷戦後顕著になった地球規模問題(Global issue)への関心の増大が、共通の利益の認識の醸成の一つのきっかけとなってきている。地球規模問題は国境を越えて広がる深刻な問題であるから一国では対応できない、という認識が増大したことで、地球規模問題については認識の醸成がしやすくなってきている。

◎安全保障の概念の変容

内戦の増大などにより、国家が安全でもその中に暮らす人間が安全ではない、という状況が発生するようになったため、安全保障という概念は国家の安全保障、軍事的安全保障のみならず人間の安全保障も含むようになった。

#### ◎規範の共有の問題

##### ▽規範の解釈の相違

例…武力行使の禁止の例外について

本来国連で認められている武力行使は自衛権と安保理が許可した武力行使のみである。しかし現在この範囲が曖昧になりつつある。主な争点は先制自衛や人道的介入など。

##### ※先制自衛

1998年、アメリカはアフガニスタン・スーダンに突然ミサイル攻撃を行った。この時のアメリカの言い分は、「彼らがアメリカに近々攻撃を加えてきそうだったから、やられる前に先に芽を摘んでおいた。あくまでも自衛のためだ」というものだった。このような「向こうが何かしてきそうだから、殺られる前に殺っちまえ」という攻撃を先制自衛という。

##### ▽規範の衝突

どちらも第8回で扱った内容なのでそちらも参照してください、

- ・内政不干渉と人権保護の衝突…破綻国家や内戦国への介入の問題
- ・領土保全と民族自決の衝突…クリミア独立問題など

#### 3-4-2 主権国家体系における主権国家と非国家主体

※教授より、この講義では一貫して「主権国家システム」という用語を用いてきたので、レジユメの主権国家「体制」という言葉は主権国家「体系」に訂正せよ、とのことでした。

#### ◎非国家主体の影響力の増大

民族や宗教的集団、過激派ネットワークなどの国家に影響されない主体の活動が活発化し影響力を増大させている。

##### ▽NGOの役割

国際社会における問題提起(advocacy)と監視(surveillance)の役割の2つを担っている。

- ・問題提起…政府が大した問題ではないと判断したりいちいちかまっていられないと判断したりして無視した問題について、必要だと判断した場合に提起する。
- ・監視…政府が本当に条約などの約束を守っているのかを監視する。場合によっては資料を公開させたり、公開したりする。

##### ▽経済主体

経済主体の国際的な活動はある程度は規制をするという形で各国間で合意はされているが今後どのようにこのような主体が拡大しているかは一切分からない。

##### ※国連グローバル・コンパクト

国連が(国際的な)企業に対し人権・労働権などに関する10原則を遵守し実践するよう要請したものの。国連もこれらの経済主体をある程度は規制しようとしているのが窺える。

##### ※「退場する国家」

これらの非国家主体の影響力の増大により、国家のコントロールできる範囲が狭まってきている、という論。一方でこれら非国家主体の影響力が増大しているからこそ政府(国家)の果たすべき役割(対テロなど)は一層大きくなってきているのではないか、という指摘も存在する。

#### ◎破綻国家の問題

破綻国家(**failed state**:失敗国家とも)とは主権国家でありながら内戦や汚職により政府が国民に提供すべき基本的なサービスが行えない国のこと。これらの国をいかにして安定的な国家へと導いていくかも国際社会の重要な役割であると言える。

Fin.

#### ☆最後に

こんなに長くするつもりもなかったのですがつつい冗長なシケプリとなってしまうました…本当に申し訳ございません。初めに書いた通り、古城教官のレジメと読み比べる形でこのシケプリを活用していただけると効果的に学習できるかと思えます。

シケプリ作成には万全を期した所存ですが、所詮は人間が作ったものである以上もしかしたら不慮の間違いなどがあるかもしれません。何かしら疑問点があった場合にはあまりこのシケプリを信用しすぎるのではなく自分で調べた方が安全かと思われます。またこのシケプリを利用した結果の皆様の成績に関しては作成者は責任を負いかねますのでその点も予めご了承ください。

また過去問から推測するに試験では国際関係論に関する文献を読んだかどうかを試されることが多いようですが、初めに書きました通りその対策に関しては自助努力でお願いいたします。

このシケプリが少しでも皆様の勉強のお役に立てたなら作成者としてこれ以上の喜びはございません。それでは、試験頑張ってください。

H26 年度 L12-18 組 M.N.